

平成30年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第6号）

1. 日 時 平成30年3月26日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議事班 主任 千代岡 陽 子
議事班 主事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 西 村 城 人
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水 道 局 長 久 保 田 浩
消 防 長 竹 谷 昭 一	監査委員事務局長 山 本 ゆかり

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正について
議案第2号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第3号 室戸市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
議案第5号 室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について

議案第10号 室戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

議案第11号 室戸市消防手数料徴収条例の一部改正について

議案第12号 平成29年度室戸市一般会計第6回補正予算について

議案第14号 平成30年度室戸市一般会計予算について

議案第26号 高速バスターミナル施設における指定管理者の指定について

議案第29号 室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第4号 室戸市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第6号 室戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第7号 室戸市国民健康保険条例の一部改正について

議案第8号 室戸市介護保険条例の一部改正について

議案第9号 室戸市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議案第13号 平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について

議案第15号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第16号 平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第17号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計予算について

議案第18号 平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について

議案第19号 平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第20号 平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第21号 平成30年度室戸市水道事業会計予算について

議案第22号 室戸市デイサービスセンターにおける指定管理者の指定について

議案第23号 室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（産地形成促進施設、地域食材供給施設、附帯施設）における指定管理者の指定について

議案第24号 室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（地域資源総合管理施設）における指定管理者の指定について

議案第25号 室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定について

議案第27号 市道路線の廃止について

議案第28号 市道路線の認定について

議案第32号 室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

議案第33号 室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第34号 室戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第35号 室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 各常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 芸東衛生組合議会議員の選挙について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、議案第1号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてから議案第29号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。小椋総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（小椋利廣君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてから議案第29号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上10件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託をされたものであります。

委員会といたしましては、3月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、津波避難タワー付近の工事損害の件数と金額は把握をしているのかと質疑があり、執行部から、近隣住宅への被害の有無については、現在、確認中である。被害があるようであれば、住宅内を調査することになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、国際交流員の採用はどういう基準で行うのかと質疑があり、執行部から、国が協力をするJETプログラムを通じて、国際交流員として本市に派遣していただくことになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、どれぐらいの金額が減額されることになるのかと質疑があり、執行部から、国家公務員では1人当たり78万1,000円の減額である。本市も同様に改定することから、課長級がそれに近い金額になると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この条例では特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営基準を定めているが、この特定とは何を指しているのかと質疑があり、執行部から、特定とは本市が施設型給付費を支給する教育・保育施設であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号室戸市消防手数料徴収条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成29年度室戸市一般会計第6回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項6目13節、羽根地区共聴施設撤去工事設計委託料について質疑があり、執行部から、現在、羽根地区の難視聴地域において設置をしている木柱の共聴アンテナが老朽化等により危険であることから、新たに予算計上し対応するものであると答弁がありました。

次に、19節、生活バス路線運行維持費補助金について、この補助金は昨年度に比べて650万円くらいの増と説明を受けたが、過去3年間の状況と、人口が減っている中での今後の見通しについてどのように考察をしているのかと質疑があり、平成27年度の補助金額は約1,890万円で、平成29年度が2,680万2,000円であることから、ここ2年間は増加傾向である。平成29年度の利用者は12万7,000人であり、昨年度から4,000人ほど減少をしている。現在、日に18便が運行しており、そのうちの6便が甲浦行きである。本市から甲浦までの利用客数は1便当たり5人未満であり、甲浦行きが主な赤字要因と推察をされることから、バスに関する経営改善などについて、来年度に県や沿岸市町村と事業者などで策定する地域網交通計画に提言をしていくと答弁がありました。

次に、総務課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項1目3節、退職手当について、新たに6名分を追加

補正するのかと質疑があり、執行部から、当初は定年退職者の予算しか組んでいなかったため、今回、勸奨退職者等の予算を追加補正するものであると答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項2目13節、私立保育所措置費について、5,420万円の主な減額理由は何であるのかと質疑があり、執行部から、国が定めた公定価格を財源として私立保育所へ運営費を支給するものであるが、公定価格は定員が大きい保育所に対して少ない算定となる。平成29年度に浮津、室津、室津郷保育園の3園がむろと保育園1園となったことで、私立保育所に算定される運営費の減額が主な理由であると答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項13目11節需用費について、851万9,000円の減額理由は何であるのかと質疑があり、執行部から、消耗品費667万7,000円と食料費184万2,000円の減額の主な理由については、毛布や飲料水などの入札減によるものであると答弁がありました。

次に、市民課であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項4目13節、一般廃棄物取扱業務他委託料について、いつごろに入札を行っているのか、また何業者が入札に参加をしているのかと質疑があり、執行部から、これはごみ袋の入札で9月ごろに行っている、実績のある高知市内の業者5社ほどが参加をしていると答弁がありました。

次に、産業振興課であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項3目19節負担金補助及び交付金について、1億743万2,000円の主な減額理由は何であるのかと質疑があり、執行部から、主な理由は産地パワーアップ事業費補助金（機械導入区分）のCO<sub>2</sub>発生装置の事業量の確定と、同じく産地パワーアップ事業費補助金（施設整備区分）のJA羽根のナス集出荷場に設置をする自動選果機の大幅な入札減によるものであると答弁がありました。

次に、建設土木課であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項5目15節、中山間地域所得向上支援対策事業工事費について、この事業はどういったことをするのかと質疑があり、執行部から、この事業は平成28年度から行っており、中山間地域の用排水路の整備を行うものであり、登地区など5カ所を予定している。補助率は65%で、国が55%、県が10%であると答弁がありました。

次に、生涯学習課であります。

執行部の説明の後、委員から、9款1項5目21節、奨学資金貸付金について、541万6,000円の主な減額理由は何であるのかと質疑があり、執行部から、今回、高校から大学院までの奨学資金41名分を当初予定をしていたが、実績が21名となったことで、20名分の減額となった。主な減額理由は、生徒数の減少が原因ではないかと考えていると答弁がありました。

次に、保健介護課であります。

執行部の説明の後、委員から、3款1項3目20節、障害者自立支援給付費について、どのような場合に給付対象となるのか、また区分別の対象者は何名ぐらいいるのかと質疑があり、執行部から、障害者自立支援給付費は施設入所やヘルパーなどのサービスが必要となった場合に利用するものである。区分1から一番障害が重い区分6までの認定者数は、2月末時点で計106名であると答弁がありました。

消防本部、選挙管理委員会、財産管理課、福祉事務所、税務課、観光ジオパーク推進課につきましては、特段の質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成30年度室戸市一般会計予算についてであります。

まず最初に、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入の9款1項1目1節、地方交付税について、算定基準はどうなっているのかと質疑があり、執行部から、国が策定をした地方財政計画により地方交付税の総額が示されており、平成30年度は本年度から2%減の数字となるため、その数字をもとにそれぞれの算定項目について計算をし、予算の策定を行っているとの答弁がありました。

次に、2款1項6目8節、市制施行60周年記念報償費について、市制施行60周年の規模などについては既に決まっているのかと質疑があり、平成31年3月に市制60周年を迎えることから、やすらぎ夢ひろばにて記念式典の実施を計画している。国会議員や知事さんなどにも参加をしていただき、そこで市民表彰なども行いたいと考えている。規模は500人ぐらいを予定している。なお、詳細については、来年度に発足予定の推進委員会で議論をする予定であると答弁がありました。

次に、消防本部であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項1目と2目13節、抗体検査等委託料について、抗体検査をする内容は何か、またどこに検査委託をするのかと質疑があり、執行部から、救急に携わる消防隊員や救急隊員、救命士などに対し、B型肝炎などの感染の有無について抗体検査と予防接種を行うものである。委託先はむろとぴあ医院であると答弁がありました。

次に、8款1項1目3節、職員手当等について、他の消防組合で時間外手当等が支給されなかったと新聞報道があったが、その認識について聞きたいと質疑があり、執行部から、休日勤務手当や時間外勤務手当などの手当については適正に執行していると答弁がありました。

次に、保健介護課であります。

市長出席のもと、執行部からの説明の後、委員から、4款1項1目19節、看護師確保対策補助金及び地域医療確保支援事業補助金について、満足度の高い医療を提供できるよう、地域医療の支援に関する基金条例を設置する考えはないのかと質疑があり、市長から、今回、室戸病院の閉鎖ということから、室戸中央病院と地域医療の確保について協定書を締結した。現在、2つの補助金により医師や看護師、薬剤師の確保や施設整備の導入に対する支援が行えるよ

う、今回約4,500万円の予算を計上している。今後は、全体の財政状況を見きわめながら、議員提案の基金条例について検討を行い、地域医療確保のための財源として基金の積み立てへの取り組みについて考えていきたいと答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目19節、国際交流員の来日旅費負担金について、外国の方を雇用することのだが、こういった仕事内容であるのかと質疑があり、執行部から、外国語による観光情報の発信やパンフレットの翻訳など、またジオパーク活動における交流事業などにも活用したいと考えていると答弁がありました。

次に、ドルフィンセンター緊急対策費補助金について、この補助金の緊急とはどういう意味であるのかと質疑があり、これはドルフィンセンターが台風などの災害等によって施設が壊れたときに緊急に対応するということであると答弁がありました。

次に、財産管理課であります。

執行部の説明の後、委員から、7款5項1目19節、老朽住宅除却事業費補助金について、どれぐらいの件数を見込んでいるのかと質疑があり、執行部から、補助額の上限額でいくと30件となるが、昨年の実績や繰越予算などを考慮すると40件余りになると考えていると答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項13目14節、避難路整備用重機等借り上げ料について質疑があり、執行部から、台風などにより避難路に流入した土砂等を取り除くための重機等を借り上げる費用であると答弁がありました。

次に、15節、津波避難施設等整備工事費及び18節、防災対策用備品購入費について質疑があり、津波避難施設等整備工事費については、避難路や避難誘導灯などの整備をするものである。また、防災対策用備品購入費については、津波避難救命艇や簡易トイレなどを購入するものであると答弁がありました。

次に、市民課であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項4目19節の中山間地域生活支援総合補助金について質疑があり、執行部から、日南地区の飲料水供給施設の整備を行うもので、県と市が事業費の6分の5を補助するものであると答弁がありました。

次に、芸東衛生組合負担金2億8,819万5,000円について質疑があり、平成30年度についてはクリーンセンター解体工事とストックヤードの建設工事があるため、通常より約1億6,700万円の負担金が増額をされていると答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部の説明の後、委員から、3款3項2目20節、生活保護扶助費について、本市の生活保護世帯数は幾らであるのかと質疑があり、執行部から、1月末現在で被保護世帯数は556世



帯、被保護人数は724人、保護率は56.0パーミルであり、昨年度と比べて34世帯、56人の減少となっていると答弁がありました。

次に、産業振興課、農業委員会であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項2目19節、チャレンジショップ事業費補助金について質疑があり、執行部から、この事業は実施主体である商工会が室戸市で商売を始めたい方などに場所の提供を行う際に必要となる運営費などを補助するものである。場所は旧武井海産店を予定していると答弁がありました。

次に、6款1項1目8節、ふるさと室戸応援寄附金お礼品について、こういった品物が返礼品になっているのかと質疑があり、本市でとれる野菜や魚など多岐にわたる返礼品を各種取りそろえている。時期にもよるが、40近い事業者が200ぐらいの商品数を取り扱っていると答弁がありました。

次に、建設土木課であります。

執行部の説明の後、委員から、7款1項2目8節、地籍調査推進員報償費について質疑があり、執行部から、平成30年度の地籍調査は室戸岬町菜生地区から室津後免までの区間と、吉良川町高畦から西松原地区までの区間の一筆調査及び測量と、平成29年度に調査した室戸岬町津呂地区と入木地区の地籍簿と地籍図の作成を予定している。現地立会の確認のための推進員は、室津地区に6名と吉良川地区に6名、計12名の委嘱を予定していると答弁がありました。

次に、生涯学習課であります。

執行部の説明の後、委員から、7款4項2目15節、相撲場アリーナ床改修工事費について、工事はいつごろ終わるのかと質疑があり、執行部から、4月ごろから6月ごろにかけてはイベントが開催される予定であるため、それ以降の着手となる。完成見込みは、早くても11月ごろになるのではないかと考えていると答弁がありました。

次に、9款4項1目19節、重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助金について質疑があり、毎年、家屋修理と修景費用の予算を計上しているが、国道の拡幅工事に伴い、国道沿いの家を退去する方の転居予定先である家の改修費を見込んだことなどにより、昨年度に比べて増額となったと答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員から、9款1項2目19節、室戸高校いさな寮生応援補助金の必要性について質疑があり、執行部から、寮生1人当たり月1万円を基準として支援をするという趣旨で要綱を策定している。室戸高校生の生徒数も減少している中、支援策として行っているものであると答弁がありました。

次に、9款2項1目15節、室戸小学校エアコン設置工事費について、全教室にエアコンを設置するのかと質疑があり、13教室を対象にエアコン設置をするものである。1教室に2台のエアコンが必要であることから、26台分のエアコンを設置する工事であると答弁がありました。

総務課、選挙管理委員会、会計課、債権管理課、税務課、監査委員会事務局、人権啓発課につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号高速バスターミナル施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、1日2便の運行ということだが、バスの運営に支障が出ない程度の利用客数はいるのかと質疑があり、執行部から、施設オープン時から平成29年12月までのバス利用者は、上下線合わせて計4万3,115名が利用されており、そのうちの約7割がこのターミナルを利用している。また、バス会社全体での運営状況については、平成28年度は4億8,000万円程度の純利益が出ていることから、問題はないと判断をしていると答弁がありました。

次に、指定管理者名には代表者名を明記しないのかと質疑があり、設置管理条例では、法人その他の団体で市長が指定をすると規定をされていることから、法人名を記載することとなると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から、相撲場の土俵の周りを人工芝に改修するという事で、利用の拡大は図れるかと質疑があり、執行部から、現在イベントなどを行うに当たり問題になっていた土ぼこりの改善が図れることから、相撲場の利用もふえてくると考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第35号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、以上23件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。山本産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（山本賢誓君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第35号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、以上23件につきましては、今期定例会において当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしまして、3月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、税率の変更の中で均等割の金額を増額させた理由について質疑があり、執行部から、県の標準保険料率が示されたことを受け、どの税率を変更するのか、さまざまな状況の世帯への負担が一番少なくなる税率変更はどのパターンか等の試算を重ね、今回の変更となったものであると答弁がありました。

また、国保が県一になったことにより生じるプラス面・マイナス面はどのようなものがあるかと質疑があり、プラス面については、県内の他市町村をまたいで転居した場合、高額医療制度の限度額のカウントが合算になるため、被保険者の経済的負担が軽くなること、マイナス面については、1人当たり平均847円の負担増となることが挙げられると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、室戸市で住所地特例の該当者は何名いるのか、またこの改正により室戸市に影響はあるのかと質疑があり、執行部から、これは室戸市から県外の施設等へ入所している方が該当となるもので、室戸市の該当者は2名である。今回の改正は、国保から後期高齢者医療に変更になったときの住所地特例制度について条例に加えたもので、市民が県外施設へ入所している場合にも室戸市が保険料を徴収できると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号室戸市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、県の運営方針に従い、葬祭費の額を上げたとのことだが、3万円とした根拠は何かと質疑があり、執行部から、室戸市の葬祭費は2万円だったが、県の運営方針により葬祭費は最低3万円と定められたこと、また室戸市は市民の火葬場使用料も3万円であることから、この2つの金額に合わせていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市介護保険条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、どの段階を基準として保険料を算定しているのかと質疑があ

り、執行部から、第2条第1項第5号の第5段階を基準とし、所得によって第1段階から第9段階に分かれていると答弁がありました。

また、室戸市以外の市町村も同様の改正を行っていると思うが、室戸市の保険料額は県下ではどの位置にいるのかと質疑があり、標準額で比較すると、高い額から数えて11市中3番目となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回新たに条例を制定するが、今まではどのような処理を行っていたのかと質疑があり、執行部から、地方公営企業法第32条、剰余金の処分等という項目に基づき処理を行っていた。今まで積立金をするときは議会の議決を得て行っていたが、この条例が制定されることにより、議会の議決を得ずに3つの項目の積立金に積み立てることができる。既に積み立てている積立金を他の項目に移す場合には、議会の議決が必要となると答弁がありました。

次に、積み立ての際、どの項目にどれだけ積み立てるかという率はあるのかと質疑があり、率はなく、水道局の判断で不足が見込まれる項目に積み立てを行うと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、事業勘定歳入9款1項1目、後期高齢者支援金繰入金8,760万1,000円の算定基準について質疑があり、執行部から、後期高齢者支援金の29年度の歳入と歳出の差額が見込まれるため、その不足分を繰り入れるものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、事業勘定歳入3款1項1目2節、保険給付費等交付金の保険者努力支援分956万1,000円はどのような内容のものかと質疑があり、執行部から、保険者努力支援制度は、県一に向けて28年度から前倒しで行われていた制度である。保険者が保険事業をどれくらい頑張っているかを評価するもので、保険事業の項目にそれぞれつけられている点数に応じて補助金が入ってくるというものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳出3款4項2目20節扶助費の成年後見制度支援費120万円について、どのようなときにこの支援費が発生するのか、また室戸市の実績は何件あるかと質疑があり、執行部から、市長申し立てに係る費用負担として使用している。後見人がついた後の報酬については要綱で条件を設定しており、被後見人が非課税世帯や生活保護受給者である場合には助成を行っている。今年度市長申し立てがされた事例は1件であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳出1款1項1目19節、海洋深層水及び関連商品PR事業負担金41万5,000円について、もっと予算をふやしPRをするべきではないかと質疑があり、執行部から、予算については今後検討をしていく。現在行っているPR事業として、県と2分の1を負担して行っているパンフレットの作成、新聞社への取材依頼等があると答弁がありました。

また、赤字が続き、一般会計からの繰り入れを行っている状況であるが、料金改定を行う考えはないかと質疑があり、まずは使用水量をふやす取り組みを行っていく。海洋深層水関連商品は給水原価に合わせて価格設定をしており、急な値上げを行うと影響が出てしまうため値上げには踏み切りにくい。しかし、商品の売上高が下降していることもあり、企業クラブとも協議の上、今後検討していく必要があると考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成30年度室戸市水道事業会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、提案理由の中に純利益は1,305万6,000円、資本的収支については7,643万円の財源不足になるという表現があったが、これは実質的には赤字になるという意味かと質疑があり、執行部から、企業会計の場合は歳入が歳出より不足している場合でも事業収益の減価償却等での収入があり、そこで調整をとる形となる。実際には黒字を見込んでいると答弁がありました。

また、事業費が毎年上がっているが、企業債償還金が増額したときに運営が成り立たなくな

と思うが、どのような計画で進めているのかと質疑があり、配水管の老朽化等のため、多くの事業を行う必要が生じている。企業債償還金は8,000万円以上で推移していく予定であるが、このままの状態では推移すると、2021年くらいになると損益分岐が来ると思われる。そのときには、水道料金の値上げ、一般会計からの繰入金を考えていく必要があると思われると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号室戸市デイサービスセンターにおける指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、このデイサービスセンターは直近の28年度で約627万円の黒字が出ている。市から指定管理者に補助金を出しているが、この黒字額を考慮し補助金を相殺するという話は出ていないかと質疑があり、執行部から、補助金を相殺するという話は出ていないが、現在、賃借料を徴収していないこともあるので、今後協議をしていきたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（産地形成促進施設、地域食材供給施設、附帯施設）における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、指定管理者納付金について、金額を見直す考えはないかと質疑があり、執行部から、この納付金は施設管理費等を勘案して今回725万円を算定し、納付となるが、キラメッセの外壁工事、内部の動線改良等の事業についても寄附金の申し出もあり、修繕区分で定めた改修も指定管理者のほうで行っていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（地域資源総合管理施設）における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、鯨館改修後の資料及び展示物の保管について、提供者が納得するような保管はできているのかと質疑があり、執行部から、展示物管理は生涯学習課の所管であるが、鯨館の施設の所管は産業振興課である。観光事業の所管である観光ジオパーク推進課も加えた3課の事業を行う施設として、指定管理者候補の方と議論を重ね、適切に対応をしていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、指定管理期間が5年ではなく3年となっているのはなぜかと質疑があり、執行部から、ドルフィンセンターのある漁港施設が県管理になっており、県の許可が3年更新のため、その期間と合わせているものであると答弁がありました。

また、指定管理料が200万円増額になっている理由について質疑があり、収益が下がっていることとイルカのリース料が増額していることが理由である。収益については施設の性格上どうしても天候に左右され、去年は連休に台風が来た等の状況もある。経営状況がよくなれば、次回の指定の際に指定管理料を下げることも考えられると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号市道路線の廃止について及び議案第28号市道路線の認定についてであります。

本2件につきましては、一括議題として執行部から説明の後、委員から、市道本町西ノ宮線を一旦全線廃止し、東の川橋の部分を除いた部分を再認定するということかと質疑があり、執行部から、東の川橋のかけかえと市道大平線のバイパス線整備を同じ事業として行うため、一旦市道本町西ノ宮線を廃止にして、再度東の川橋を除いた部分を再認定する。東の川橋とバイパス線については、大規模修繕更新補助制度という補助率のよい事業を活用すると答弁がありました。

また、上流にある下ノ内橋は事業終了後なくなるのかと質疑があり、バイパス線工事及び東の川橋のかけかえが終了したら撤去する方向で考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、条例に出てくる指定とはどのような事業を指しているのかと質疑があり、執行部から、地域密着型サービスについて、介護事業所から指定申請、変更申請があったときに市のほうで協議し、指定することになる。室戸市では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1事業所、指定療養通所介護が1事業所、小規模多機能型居宅介護が2事業所、認知症対応型共同生活介護が2事業所であると答弁がありました。

また、従業員の経験年数を3年以上から1年以上に変更する等の緩和がされているが、これにより市内に事業所がふえることは見込んでいるのかと質疑があり、現在運営している事業所も看護師や介護支援専門員等の有資格者の確保に苦勞をしている状況であるので、緩和されても、室戸市でサービスがふえていく可能性は低いのではないかと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、第78条の3について、身体拘束等の適正化のための措置とはどういうものかと質疑があり、執行部から、介護サービス利用者に多動症状等の危険な症状が

出た場合、やむを得ず身体拘束を行う場合も見受けられる。拘束を行わなければならない場合、検討委員会の開催、指針の整備、職員の研修等の一定の措置を講じ、職員の周知に努めた上で行うことを定めたものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号室戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、第7条の介護サービス提供開始の際の利用者及び家族への説明及び同意について、どのような内容のものか質疑があり、執行部から、これまでも介護サービス提供の際には、必ず利用者本人や家族にきちんと内容を説明することはうたわれていたが、今回事業所の指定権限が市に移譲されたことにより、それを条例として明文化したものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、第6条の2について、介護事業所に他の事業所の紹介を求められることができるということになるのかと質疑があり、執行部から、介護サービス利用申込者が介護事業所と契約する際、包括支援センターが利用者本人や家族の方に情報として事業所を紹介するということを明文化したものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第4、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてから日程第4、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上35件を一括して行いま



す。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。議案第14号平成30年度室戸市一般会計予算の中の2款1項6目、バスロータリー整備事業3,178万9,000円について反対討論を行います。

この事業の目的は、従来、県立室戸高校前のバス停留所の利便性及び安全性の観点から必要な措置をとろうとしたものであると理解をします。私も危険回避のための観点からも、このような整備は必要であると感じます。

しかし、この場所は道路は県道であります。また、主な利用客は県立高校の生徒でもあること、またバス運営事業者は東部交通という一交通事業者であります。はっきりとえば、本来なら東部交通、県道管理者、県立室戸高校の関係者が取り組むべき事業であることは言うまでもありません。本来なら関係のない室戸市が3,178万9,000円の予算措置をとるということは、室戸市の行政事務事業の範疇ではない、そういうことでありますから、そういう予算措置だと判断をいたします。

予算化に当たっては、バス運営会社とも全く協議もされていない、要望があったわけでもないのに、どうしてこのように予算措置ができるのか、全く理解することができないということでもあります。

また、予算化した理由の一つに、市民からの要望があり、県に相談したが、取り組んでいただけなかったから室戸市が予算を組んだということでもあります。県ができないから、室戸市が行政事務事業外の施設設置に取り組むことは、自治法にも触れる重大な誤りではなかろうかと思えます。

また、現在、バス運営会社の東部交通は県と協議の上、現在の室戸高校前の終点地を東に延ばし、室戸中央公園を終点地とすることで協議をしているとの話があります。この協議が調う前に工事が進捗すれば、全く使用しないのに3,100万円余りの事業が無駄になる可能性もあります。

懸案事項に対して、何の要望も話し合いも持たずにやることは、室戸市として不適正ではないかという観点であります。この問題に関して、県に相談以外に県議会に問題解決に向けて協力依頼をした痕跡もありません。市の事務事業外の件に関しては、粘り強く協議、要望等に取り組むべきであります。

そういったことから、法に触れる可能性もある本事業に反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（濱口太作君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第4、議案第31号まで、以上35件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号室戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号室戸市消防手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度室戸市一般会計第6回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成30年度室戸市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号高速バスターミナル施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成30年度室戸市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号室戸市デイサービスセンターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（産地形成促進施設、地域食料供給施設、附帯施設）における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（地域資源総合管理施設）における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第33号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号室戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に前田孝治氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、前田孝治氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意をされました。

次に、日程第4、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。



本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に竹崎薫氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、竹崎薫氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意をされました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第5、各常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

総務文教委員会委員といたしまして、小椋利廣君、竹中多津美君、林竹松君、町田又一君、山下浩平君、久保八太雄君、脇本健樹君、以上7名を指名いたします。次に、産業厚生委員会委員といたしまして、山本賢誓君、上山精雄君、堺喜久美君、谷口總一郎君、亀井賢夫君、私濱口太作、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに各常任委員会を開き、正副委員長を互選の上、報告を願います。

それでは、常任委員会正副委員長互選のため10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

総務文教委員会委員長竹中多津美君、総務文教委員会副委員長小椋利廣君、産業厚生委員会委員長上山精雄君、産業厚生委員会副委員長谷口總一郎君、以上のとおり決定をいたしました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、堺喜久美君、脇本健樹君、林竹松君、町田又一君、山下浩平君、山本賢誓君、久保八太雄君、以上7名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに委員会を開き、正副委員長を互選の上、報告をお願い

いたします。

それでは、議会運営委員会正副委員長互選のため10分間休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長が決定をいたしましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長堺喜久美君、議会運営委員会副委員長脇本健樹君、以上のとおり決定をいたしました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第7、芸東衛生組合議会議員の選挙を行います。

この件につきましては、芸東衛生組合議会議員に1名欠員が生じたので、これを補充するため選任するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選によることと決しました。

次に、指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

芸東衛生組合議会議員に上山精雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました上山精雄君を芸東衛生組合議会議員の当選人と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました上山精雄君が芸東衛生組合議会議員に当選をいたしました。

上山精雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉

会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決しました。

本日出席されている執行部の中で、3月末をもって退職される方がおられます。竹谷消防長であります。長きにわたり市の行政事務に携わり、今日の室戸市政の基礎を築いた功績は非常に大きいものがあります。本日が最後の議会となりましたが、健康に十分留意され、楽しい第二の人生を送っていただきたいと思います。どうぞ皆さん、感謝とねぎらいを込めて拍手をお願いいたします。（拍手）

長い間御苦労さまでした。そして、ありがとうございました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましても、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましても議長に委任をされました。

これにて平成30年3月第2回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時50分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員